



2025年1月27日

各 位

会 社 名 株式会社エイチ・アイ・エス
代 表 者 名 代表取締役社長(CEO) 矢田 素史
(コード番号 9603 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画本部長 瀬川 活
(TEL 050-1746-4188)

当社における雇用調整助成金等の受給に関する自主返還のお知らせ

当社が受給した雇用調整助成金等について、以下のとおり自主的に調査しその一部を返還することを東京労働局に報告した結果、受給した雇用調整助成金等の一部が過誤にあると判断され、2025年1月22日付で支給決定取消および返還通知書を受け取りましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社は、2020年3月から2022年12月までの期間において雇用調整助成金等を受給していました。2024年4月23日、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対し、当社において、勤務実態がある日を休業日として雇用調整助成金等を受給していたケースがあるのではないかといった内容の情報提供がありました。

当社は、これを受け、監査等委員会および内部監査部からメンバーを選出した調査チームを組成し、同年4月から6月中旬にかけて、当社と顧問契約を締結している労働法を専門とする法律事務所の弁護士に相談しながら、外部専門業者に社内関係者の業務用メールおよびチャット等を対象としたデジタル・フォレンジックを委託し、外部専門業者からの分析結果の確認・精査を行いました。併せて、社内関係者へのヒアリング、勤怠システムと雇用調整助成金等の申請内容の対照、当社従業員全員に対するアンケート調査などの調査（以下「初期調査」といいます。）を実施しました。

初期調査では、当社において雇用調整助成金等を不正に受給していたことを疑わせる事実は発見されなかった一方で、雇用調整助成金等を申請した休業日の一部において就業があったことが判明しました。そこで、当社は、同年6月24日に東京労働局を訪問し、初期調査の結果に基づき、当社が不適正であったと判断した金額の返還を申し出ました。

しかしながら、東京労働局からは、初期調査の結果は返還額の判断材料として不十分であるといった指摘がなされました。そこで、同年9月からは新たにアンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業所属の弁護士に相談を行い、同年11月まで東京労働局との面談を重ね、同年11月から12月にかけて、適正な受給と不適正な受給を峻別するために、休業日における就労の有無を判断するための客観的なデータ（具体的には、業務で使用するメール・チャットおよび旅行手配の基幹システムについて、雇用調整助成金等の申請に係る全従業員約170万日分の対象データ）の取得およびその精査を行いました。

また、上記アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業所属の弁護士に、前述のデータを用いながら、当時の就労状況の検証を委嘱しました。こうした客観的データの取得および精査の結果、当社が雇用調整助成金等の受給対象とした休業日のうち、約2割強の休業日については、従業員が就労があったと判断せざるを得ず、また、当社が時間単位ではなく日単位で雇用調整助成金等の受給申請を行っていたことから、ある申請日に就労があった場合は、それがたとえ1件のメー

ル返信といった短時間の作業であっても、日単位の受給申請が事実即したのではないといわざるを得ないことから、当該申請日に関して受給した金額の全額を返金すべきとの判断に至りました。

時期を同じくして、当社の会計監査人からは、当社と東京労働局との面談内容に加え、当社連結子会社である株式会社ナンバーワントラベル渋谷における不正受給の疑義の存在を踏まえると、当社のみならず当社連結子会社における類似事象の有無の確認が、期末決算の確定に必須であるとの指摘がなされました。

そこで、当社は、当該調査の信頼性を担保する必要があると考えたことなどから、同年11月、専門性・客観性を確保した外部専門家であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業所 所属の弁護士および株式会社 KPMG FAS 所属の公認会計士等に当該精査を委嘱し、同年12月に特別調査委員会が組成されました。

東京労働局との面談の過程において、不適正な受給であると考えられる範囲に係る当社の見解を2024年内に東京労働局に報告しました。その結果、当社が受給した雇用調整助成金等のうち約6,256百万円については誤った申請であったと判断され、2025年1月22日付で東京労働局から支給決定取消および返還通知書を受領しました。外部専門家にも相談した上で、当社はこれを自主返還することを、同年1月27日開催の取締役会にて決議しました。

2. 当社における雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の受領額および自主返還金額 (受給期間：2020年3月～2022年12月)

	受領額	自主返還金額
雇用調整助成金	24,066,023,578 円	6,254,519,769 円
緊急雇用安定助成金	198,580,822 円	1,951,278 円
合計	24,264,604,400 円	6,256,471,047 円

自主返還金額は速やかに納付する予定です。

3. 業績に対する影響について

当社連結子会社における雇用調整助成金等の受給に関する特別調査委員会による調査は継続中であり、その結果は、調査報告書を受領した後にお知らせする予定です。また、あわせて特別調査委員会により究明された原因、再発防止策の提言などを踏まえて、グループ全体のガバナンス体制の強化に向けた再発防止策をご報告する予定です。

以 上